

令和3年8月20日

アフタースクールご利用の保護者の皆様へ

千葉市教育委員会生涯学習振興課
放課後子ども対策担当課長

アフタースクールにおける利用自粛の要請について

日頃より、本市教育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

現在、緊急事態宣言下におけるアフタースクールの運営については、国の要請を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら通常通り開所しているところです。

しかしながら、在籍児童や職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されるアフタースクールは週を追うごとに増加し、かつてない勢いで感染が急速に拡大している状況です。

つきましては、アフタースクールにおける感染拡大防止の徹底を図るため、アフタースクールの利用について、以下のとおりといたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国や県から方針が発せられ、本市としての対応を変更する場合には、皆様に改めてお示しいたします。

1 保護者の皆様へのお願い

- アフタースクールは感染拡大防止を徹底した上で原則開所としますが、更なる感染拡大防止のため、可能な範囲で、お子さんのアフタースクール利用を控えるよう要請します。
- 見守りが必要な理由は様々であり、個々の家庭により事情は異なりますが、ご家庭での見守り（利用自粛）が可能な場合は、ご家庭での見守り（利用自粛）にご協力ください。

〔具体例〕 ※ 育児休業中は、週1～2日でも利用を控えていただく

※ 父母いずれかが休暇を取得する場合は、利用を控えていただく

※ 在宅勤務の場合は、通常の通勤時間を除いた勤務時間程度の利用とし、アフタースクールの利用時間を短縮していただく

- 保護者の皆様には、アフタースクールの施設運営においては、生活や遊びの中でお子さん同士の接触があることをご理解いただくほか、登所前の検温によりお子さんの健康状態を確実に把握いただくとともに、お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は、アフタースクールの利用を控えていただくなど、感染拡大防止にご協力ください。

2 利用自粛要請期間

令和3年8月23日（月）～ 緊急事態宣言期間終了まで

（裏面あり）

3 利用料の減額について

利用を自粛いただいた日数分の利用料は、日割り計算を行い、以下のとおり後日返金もしくは翌月以降の利用料に充当することとします。返金等にあたり、保護者の方の手続きは不要とします（毎月の利用料のお支払い方法が「納付書」の方は、希望される返金の振込口座を後日申請していただく必要がありますので、別途ご案内いたします）。

- ・ 原則、決定済の利用料を一度お納めいただきます。
- ・ 後日、アフタースクールから利用日数の報告を市が直接受け、日割り計算後の利用料を決定し、差額を返金もしくは翌月以降の利用料に充当します。
- ・ 返金等にあたり、保護者の皆様にアフタースクール利用料変更決定通知書を送付します。

4 おやつ代について（夜間の部利用者のみ）

利用を自粛していただいた場合のおやつ代については、原則、返金せずに現物の持ち帰り対応とさせていただきます。

5 その他

- ・ お子さんや同居家族がPCR検査や抗原検査を受検する場合（受検結果含む）や、濃厚接触者に特定された場合は、アフタースクールの利用自粛をするとともに、速やかに在籍するアフタースクールにご連絡ください。
- ・ 今般の深刻な感染状況に鑑み、利用自粛要請期間中においては、体験プログラム及び継続プログラムの提供を原則として中止させていただきます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

生涯学習振興課 043-245-5957